

## 古文書の紹介 (7)

# 大地主の沽券状

郷土調査担当では、郷土に関する資料を幅広く調査・収集し、貴重な資料の散逸や破損を防止するよう努めています。収集した資料を保存し、活用することで、佐賀県の学術、文化の発展に寄与することを目的として業務を行っています。今回は、江戸時代の土地・家屋などの売り渡しの証文である「沽券状」を紹介します。

### 『沽券状覚』 (弥富家資料 図410-295)

一紙文書 31 × 66.3cm

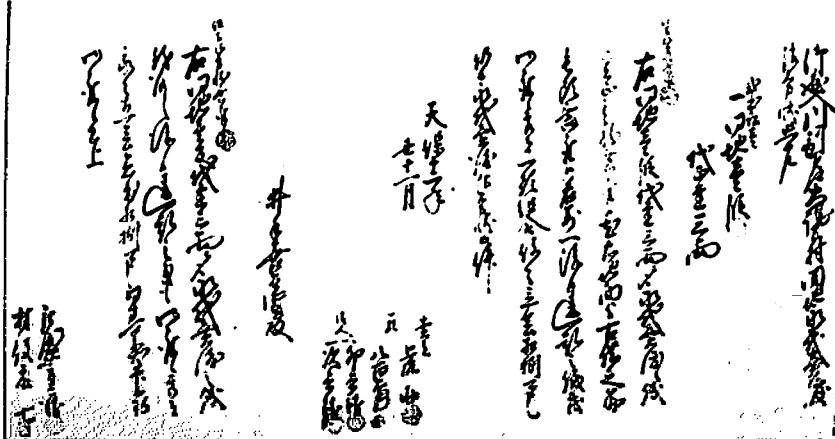
この資料は、川副下郷早津江村（現在の佐賀市川副町早津江）の豪商であった弥富家に残っていた沽券状で、大詫間村（現在の佐賀市川副町大詫間）にある田地の売買の沽券状です。天保12年（1841）、田地の売主である「虎助」から買主である「井手善兵衛」へ差し出されたもので、「田地1反を金3両で確かに売り渡します。万一後日違反するような事があれば、一族・五人組により処理します。」と書かれています。なお、この沽券状には、「副手形覚」という沽券状の内容を保証する書類が別についています。

『川副町誌』によると、弥富家は江戸時代、佐賀・福岡・柳川諸藩の御用商人を務め、鍋島領内最大の豪商として活躍し、幕末期は大地主でもありました。この沽券状の受取人である「井手善兵衛」もまた川副下郷早津江村の在地商人であり、大地主でした。

江戸時代後期の文政・天保の頃は弥富・井手両家それぞれに土地を買い集めました。天保13年（1842）に出された「加地子（小作料）猶予令」に

より両家とも小作米収入の道が絶たれ、大きな打撃を受けました。この出来事は「加地子バツタリ」といわれ、小作料収入が見込めなくなった天保13年以降、両家とも土地の売買は激減します。このような経済事情から弥富家と井手家は商業的な共同経営を進めていきます。

沽券状の中には、今ではあまり使われない「御蔵入（領主の直轄地）」、「違乱（取決めに違反すること）」、「実正（確かなこと）」などの言葉が出てきます。しかし、「一類（一族）」や「請人（保証人）」が署名する点は現在と変わりません。「庄屋」「村役」の署名や、「違乱」があれば「一類」「組合（五人組）」で「捌くべし」、とあるように、証文の取り決めに違反することがあれば村組織で処理していたことが分かります。



沽券状覚(天保12年) 図410-295(部分)